

使用料規程 第9節貸与 新旧対照表

変更後	変更前	変更の理由
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第9節 貸与 商業用レコード(以下「レコード」という。)を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>1 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合 (1) 一施設当たりの月額使用料は、<u>レコードの貸与による、基準月の月間営業収入の7.7%の額とする。</u></p> <p>(2) 貸与による営業収入がない<u>場合</u>又は営業収入の報告ができない場合の一施設当たりの月額使用料は、基準月の月間貸与回数に36円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 1によらない場合 (1) レコード1枚1回<u>当たり</u>の使用料は36円とする。 (2) 著作物1曲1回<u>当たり</u>の使用料は5円とする。</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第9節 貸与 商業用レコード(以下「レコード」という。)を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>1 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合 (1) 一施設当たりの月額使用料は、<u>基本使用料90,000円に、レコードの貸与による、基準月の月間営業収入の2.5/100の額を加算した額とする。</u></p> <p>(2) 貸与による営業収入がない又は営業収入の報告ができない場合の一施設当たりの月額使用料は、基準月の月間貸与回数に36円を乗じて得た額<u>又は90,000円のいずれか多い額</u>とする。</p> <p>2 1によらない場合 (1) レコード1枚1回<u>あたり</u>の使用料は36円とする。 (2) 著作物1曲1回<u>あたり</u>の使用料は5円とする。</p>	<p>使用料の評価を営業収入に対する定率方式のみとし、基本使用料を廃止する。</p> <p>二つの「場合」を並列する際の表記の統一。</p> <p>使用料規程全体との表記の統一。(「あたり」→「当たり」)</p>

使用料規程 第9節貸与 新旧対照表

変更後	変更前	変更の理由
<p>(貸与の備考)</p> <p>(基準月)</p> <p>①基準月とは、使用料算定月の3か月前の月のことをいう。</p> <p>(営業収入)</p> <p>②営業収入とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税額を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。)をいう。</p> <p>(月間貸与回数)</p> <p>③月間貸与回数とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいう。</p> <p>(使用料算定の特例)</p> <p>④貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、1(2)を適用する。</p> <p>(その他)</p> <p>⑤利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(貸与の備考)</p> <p>(基準月)</p> <p>①基準月とは、使用料算定月の3か月前の月のことをいう。</p> <p>(営業収入)</p> <p>②営業収入とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税額を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。)をいう。</p> <p>(月間貸与回数)</p> <p>③月間貸与回数とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいう。</p> <p>(使用料算定の特例)</p> <p>④貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、1(2)を適用する。</p> <p>(その他)</p> <p>⑤利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>⑥本規定が実施されたときに、既に年間の包括的利用許諾契約を締結している場合の平成25年4月1日から同年6月30日までの月額使用料は、同年3月31日まで実施されていた規定の額とする。</p>	<p>(備考)⑥ 経過措置期間が終了したため削除する。</p>
<p>附則</p> <p>(実施の日)</p> <p>この使用料規程のうち、第2章第9節貸与の規定については、<u>平成30年5月1日</u>から実施する。</p>	<p>附則</p> <p>(実施の日)</p> <p>この使用料規程のうち、第2章第9節貸与の規定については、<u>平成25年4月1日</u>から実施する。</p>	<p>使用料規程届出による実施日の変更。</p>